

令和7年度 関西医科大学オール女性医師キャリアセンター 家事支援サービス補助事業 実施要領

1. 目的

本学に勤務する医師に対し、4. に定める家事支援サービスを利用した際にかかる費用を一部補助することで、仕事と育児の両立及び個人の心身と社会的な健康の向上を支援することを目的とする。

2. 対象者

本学附属の病院又はクリニックに勤務する医師又は歯科医師（短時間勤務正職員制度利用者、臨床研修医、研修歯科医を含む）で配偶者もフルタイム相当の勤務、もしくは同居の配偶者等から育児支援が受けられない場合（配偶者の死亡、長期療養、別居等により実質的に育児を単独で担っている場合など）であり、妊娠中もしくは0歳児から小学校6年生の子をもつ者。

※ 申請時に学外出向中や休職中の者は除く。

※ 非常勤講師、非常勤の嘱託、研究医員、日々又は臨時に雇入れた者は除く。

3. 内容

対象者が家事代行業者に依頼し、利用料金を対象者もしくはその配偶者が負担した場合に、予算の範囲内で、支払った利用料金の3分の1、年度内5万円を上限として補助する。なお、補助額の計算において、1円未満は切り捨てる。

4. 家事支援サービスの範囲

次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 掃除
- (2) 片付け
- (3) 料理
- (4) 買い物

5. 期間

実施期間：令和7年7月15日～令和8年2月21日

申請期限：令和8年2月27日【厳守】

※ 予算額に達した時点で終了することとする。

6. 申請方法

家事代行の利用後、利用料金の全額を支払った上で、速やかに下記の書類をオール女性医師キャリアセンターセンター長に提出するものとする。

- (1) 家事支援サービス補助事業利用申請書（別紙様式1）
- (2) 対象となる子の年齢が証明できる書類の写し【初回利用時のみ】
- (3) 家事代行業者に支払った利用料金の領収書（原本）
- (4) 配偶者の就業証明書（フルタイムに相当する場合のみ）

7. その他

当補助事業の利用者は、センターが実施するアンケートやセンターが求める活動に協力しなければならない。

8. 申請書などの提出先及び問合せ先

オール女性医師キャリアセンター E-mail : ajcareer@hirakata.kmu.ac.jp
内 線 : (80) 3855